

担い手農地集積高度化促進事業（新規）

【平成19年度概算決定額：2,500,350(0)千円】

対策のポイント

規模拡大に伴ってほ場が分散しがちな現場の実態に対応して、担い手に農地をまとめた形で団地化して集積するための支援措置等を新設します。

（農地利用集積の現状）

- ・ 担い手（認定農業者、基本構想水準到達者、特定農業法人、特定農業団体、集落内の営農を一括管理・運営する集落営農組織）が経営する農地面積は平成18年3月現在で181万ha（全耕地面積の約4割）となっています。
- ・ 担い手にとって生産条件や立地条件において望ましい農地が少なく、規模拡大に伴って農地が分散しがちであることが規模拡大の阻害要因となっています。

政策目標

全耕地面積に占める担い手が経営する農地面積の割合の向上
約4割（平成17年） 7～8割程度（平成27年：農業構造の展望）

< 内容 >

1 農地の団地化に向けた活動の支援

農用地利用改善団体などが、担い手に農地をまとめた形で団地化して集積（面的集積）するため、面的集積の現状・目標や農地の権利移転計画などを内容とする面的集積促進プランを定め、担い手への面的集積を実現した場合、実績に応じ面的集積促進費を農用地利用改善団体などを通じて農地の出し手・受け手などに支払います。

また、より大きな面的集積を実現した場合、より長期の賃貸借契約を結んだ場合、遊休農地を解消した場合などには、基本額に加えて加算額を支払い、担い手のコストダウンや地域内の農地の有効活用を積極的に図ろうとする活動を支援します。

【補助率：1/2以内、定額】

【事業実施主体：市町村】

【面的集積強化促進事業 2,000,000(0)千円】

面的集積促進費の交付単価一覧

	補助	集落営農組織	認定農業者
基本単価	1/2以内	15,000円/10a	15,000円/10a
規模拡大加算	定額	-	1～4ha 15,000円/10a 4～7ha 20,000円/10a 7～10ha 25,000円/10a 上限(10ha～)都府県3,000,000円/地区 上限(30ha～)北海道9,000,000円/地区
長期契約加算	定額	-	500,000円/地区
遊休農地加算	定額	-	500,000円/地区
事業連携加算	定額	-	500,000円/地区

2 農地の出し手・受け手の募集体制の整備

耕作放棄地の増加や担い手の不足が深刻な地域を中心に、インターネットにより農地の売買、貸借などの希望に関する情報を公開し、地域内外から広く農地の出し手・受け手を募集できる仕組み（農地マーケット）を構築します。また、集約した農地情報を地域の農用地利用改善団体などに提供することにより、担い手への農地の面的集積に寄与します。

【補助率 1 / 2 以内】

【事業実施主体：市町村、市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区】

【農地マーケット事業 300,000(0)千円】

3 効率的な農地利用に向けた支援

現場における農地利用調整のスケジュールに対応し、事業採択申請までの2年間以内に利用集積を図った農地に対して、整地、客土、暗渠整備などの簡易な基盤整備を行い、効率的な農地利用を支援します。

【補助率 1 / 2 以内】

【事業実施主体：市町村、市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区】

【利用集積農地整備事業 100,110(0)千円】

4 市町村等に対するサポート

都道府県段階、全国段階での農地マーケットを構築するとともに、本事業を活用して担い手への農地の利用集積に取り組む市町村等を指導・サポートします。

【補助率 1 / 2 以内、定額】

【事業実施主体：都道府県、都道府県農業会議、(社)全国農地保有合理化協会】

【都道府県事業 45,120(0)千円】

【都道府県団体事業 45,120(0)千円】

【全国団体事業 10,000(0)千円】

【事業実施期間：平成19年度～平成21年度】

[担当課：経営局構造改善課(03-3591-1389(直))]